

広島県告示第三十号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

令和四年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の第一号の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
一 使用料		一 使用料	
タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

  

改正後		改正前	
一 使用料		一 使用料	
タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

次の第二号の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
二 手数料		二 手数料	
タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

  

改正後		改正前	
二 手数料		二 手数料	
タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別	タセン の 分 区 の 一 種 別
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

備考 (略)	略	タンセ 術技業工部東				タンセ 術技業工部												
	略	二 四	14 19	略	13 う度 染色堅ろ	1 12	定 試験及び測	三・ 四	4 略	(九) 分析	(2) 分析 定量	(1) 分析 定性	線 装置に よるもの	(八) 略	(七) 分析 定量	3 特殊 定性	1 1・ 2	二 検査及び分
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	一成分	〃	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	八、 九〇〇円	七、 九〇〇円	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略				略	略	略	略	略	略	

備考 (略)	略	タンセ 術技業工部東				タンセ 術技業工部												
	略	二 四	14 19	略	13 う度 染色堅ろ	1 12	定 試験及び測	三・ 四	4 略	(九) 分析	(2) 分析 定量	(1) 分析 定性	線 装置に よるもの	(八) 略	(七) 分析 定量	3 特殊 定性	1 1・ 2	二 検査及び分
	略	略	略	略	〃	略	略	略	略	略	一成分	〃	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	三、 六〇〇円	略	略	略	略	略	七、 四〇〇円	六、 七〇〇円	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	〇時間まで 照射時間	略	略	略	略				略	略	略	略	略	略	